

## 業務委託契約に関する提出書類（契約金額 200 万円以上）

契約の締結に当たり、次の書類を契約日までに善通寺市総務課に提出してください。

提出書類	部数	注意事項
委託業務契約書	2	<p>契約書 1 部に収入印紙を貼付し、割印すること。</p> <p>契約書に次の書類を添えて、袋とじにして割印すること。</p> <p style="padding-left: 40px;">土木設計業務等委託契約約款・不当要求に対する措置に関する特約</p> <p style="padding-left: 40px;">建築設計業務等委託契約約款・不当要求に対する措置に関する特約</p>
契約保証に係る証書等	1	<p>契約代金額の 10 分の 1 以上とし、次の中から選択すること。</p> <p>契約保証金の納付・・・・・・・・・・領収書</p> <p>有価証券等の提供・・・・・・・・・・有価証券等</p> <p>金融機関の保証・・・・・・・・・・保証書</p> <p>前払金保証事業会社の保証・・・・・・・・保証証書</p> <p>公共工事履行保証証券による保証・・・証券</p> <p>履行保証保険契約の保証・・・・・・・・証券</p>
課税・免税事業者届出書	1	<p>届出年月日は、契約日を記入すること。</p> <p>課税期間は、その期間に契約日が含まれるように記入すること。</p>
委託業務着手届	1	届出年月日、工事着手年月日は、契約日を記入すること。
工程表	1	届出年月日は、契約日を記入すること。
技術者の免許の合格証明書の写し	1	
技術者の雇用状況を証明する書類	1	<p>①から④までの書類（写しでも可）のいずれかを提出すること。</p> <p>①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</p> <p>②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</p> <p>③住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</p> <p>④その他常勤性を証する書類</p>
前払金請求書	1	<p>契約金額が 200 万円以上の場合は、前払金を請求することができる。</p> <p>請求額は、契約金額の 10 分の 3 以内の額（10 万円未満切捨）とする。</p> <p>請求の際は、前払金保証事業会社の保証証書を添付すること。</p>